

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局
障 害 児 支 援 課

令和 8 年熊本地震による災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて（令和 8 年 7 月サービス提供分）

令和 8 年熊本地震による災害に関する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、「令和 8 年熊本地震による災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」（令和 8 年 7 月 29 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）により連絡したところだが、概算請求の具体的な算出方法を含め、令和 8 年 7 月サービス提供分の介護給付費等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

- 1 令和 8 年 7 月サービス提供分（令和 8 年 8 月請求分）に係る介護給付費等の請求について
令和 8 年 7 月サービス提供分（令和 8 年 8 月請求分）に係る介護給付費等の請求については、今回の令和 8 年熊本地震による災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合、又は令和 8 年熊本地震による災害発生直後における障害福祉サービス等提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、障害福祉サービス等の事業所において、概算による請求を行うことができるものとする。
- 2 概算による請求を行う場合の取扱いについて
 - （1）概算による請求を選択する際の届出
概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和 8 年 8 月 14 日までに概算による請求を選択する旨、別紙様式により各国保連に届け出ること。なお、当該届出を行う場合は、可能な限り各国保連にあらかじめ相談すること。
また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として令和8年4月サービス提供分から令和8年6月サービス提供分までの介護給付費等の支払実績（過誤調整分を含む。）を踏まえ、下記により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所において、別紙様式により届け出るものとする。

なお、障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途、算出方法について当該事業所と調整すること。

① 令和8年7月27日以前のサービス提供分

$$\begin{array}{r} \text{令和8年4月～令和8年6月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \end{array} \times 27$$

91 (※)

② 令和8年7月28日以降のサービス提供分

【障害者総合支援法に基づく介護給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{令和8年4月～令和8年6月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \end{array} \times 4 \times (1 + 0.00004 + 0.05)$$

91 (※)

【児童福祉法に基づく障害児通所給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{令和8年4月～令和8年6月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \end{array} \times 4 \times (1 + 0.00032 + 0.05)$$

91 (※)

※ 令和8年4月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から令和8年6月30日までの合計日数。

(3) 罹災証明書又は罹災届出証明書の提出

上記1に該当する事業所であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) 介護給付費等支払額の確定

概算による請求を選択した事業所については、概算額をもって、令和8年7月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

(5) 概算による請求に係る按分方法について

上記の概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、令和8年4月から令和8年6月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。

また、それにより発生する支払手数料についても、令和8年4月から令和8年6月までの各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出について

① 令和8年7月サービス提供分（令和8年8月請求分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談すること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

② 電子情報による請求が困難な事業所については、市町村（障害児入所給付費等については県、指定都市又は児童相談所設置市。以下「市町村等」という。）へ紙で請求することもできるものとする。

(2) 利用者負担額減免等がされた者に係る請求手続について

「災害救助法の適用を踏まえた被災した要援護障害者等への対応について」（令和8年7月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）及び「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（令和8年7月28日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を踏まえ、障害者総合支援法第31条又は児童福祉法第21条の5の11若しくは同法第24条の5の規定に基づき利用者負担額減免等がされた者（以下「利用者負担額減免等対象者」という。）に係る介護給付費等の請求については、可能な限り当該利用者負担額減免等対象者の受給者証にこれらの規定に基づき市町村が定める利用者負担額を記載した上で、請求明細書における「請求額集計欄」の「利用者負担額②」に、当該市町村が定める額若しくは1割相当額又は多子軽減対象児童や無償化対象児童の場合は適用後の金額のうち、最も小さい額を記載して請求すること。

(3) 受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずサービスを利用した者に係る請求手順について

① 障害福祉サービス等の事業所においては、過去に利用したことのある事業所に問い合わせることにより、また、本人に確認した事項等により、可能な限り受給者証番号等の確認を行い、通常の請求ができるよう努めること。

② 上記①において、受給者証番号等の請求明細書に記載する項目の確認ができない受給者の

請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に受給者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。

なお、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票等、請求明細書に添付するものについても同様の取扱いとする。

- ③ 上記②において紙にて作成した請求明細書のうち利用者負担額減免等対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で「災１」と記載すること。

なお、その他の取扱いは３（２）に準ずるものとする。

- ④ 上記②・③において紙にて作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、市町村等へ提出すること。ただし、当該市町村等が被災しており、庁舎の倒壊等により通常業務を行うことが困難である場合は、事業所が所在する県の国保連に提出すること。また、電子情報による請求が可能な事業所については、別添に従い、各国保連に請求を行うこと。

- ⑤ 一連の手順による請求を行った事業所については、請求額を確認の上、請求金額を確定するものであること。

(別紙)

令和8年熊本地震による災害に関する介護給付費等の概算による請求に関する届出書
(令和8年7月サービス提供分)

事業所番号	
令和8年熊本地震による災害に伴い、概算による介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等、障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等の請求を行いたいのので、次のように届け出ます。 令和 年 月 日 請求事業所等 所在地 及び 名称： 開設者・事業者氏名 : 印 〇〇国民健康保険団体連合会 殿	
【請求内容】 次のうち、該当するものに○を付けること。(複数可) ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、令和8年7月1日から令和8年7月27日までのサービス提供について概算により請求を行う。 イ 災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所であって令和8年7月28日以降にサービス提供したが、該当事業所等の状況に鑑み通常の手続による請求を行うことが困難であるため、令和8年7月28日から令和8年7月31日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連からの払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担額減免等対象者に係る分については、請求明細書給付費明細書の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。